

茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給要項

(目的)

第1条 この要項は、茨城県立高等学校の専攻科（以下「高等学校専攻科」という。）の生徒に対して、茨城県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給することにより、高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、高等学校専攻科に在学する者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものをいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者で、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者（アに該当する者を除く。）

- (5) 高等学校専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から支給の対象としない。

- (1) 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月

ただし、停学処分を受けたものであって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする。（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の四月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月

(支給の期間及び額)

第3条 専攻科支援金の支給期間は、最大で24月とする。

2 専攻科支援金の額は、支給対象高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（第2条第1項第4号イに該当する者については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）とする。

ただし、支給上限額を超える場合にあつては、支給上限額とする。

3 前項の支給上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 第2条第1項第4号アに該当する者 | 月額 9,900 円 |
| (2) 第2条第1項第4号イに該当する者 | 月額 4,950 円 |

(授業料債権の弁済)

第4条 専攻科を置く県立高等学校の長（以下「県立学校長」という。）は、専攻科支援金を茨城県が有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給があつたものとみなす。

(受給資格の認定)

第5条 専攻科支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書（様式1）（以下「認定申請書」という。）に保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添えて、県立学校長に提出しなければならない。

2 県立学校長は、前項の認定申請書の提出があつたときは、当該認定申請書等に基づき、受給資格の認定又は不認定を決定の上、受給資格認定結果一覧（様式5-1）を作成し、茨城県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出し、県教委は、当該書類を審査の上、受給資格認定確認結果一覧（様式5-2）を作成して県立学校長に通知し、認定又は不認定を確定するものとする。

3 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその結果を茨城県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格認定について（様式6）及び茨城県立高等学校専攻科支援金支給決定（支給予定）通知書（様式46）又は茨城県立高等学校専攻科支援金の受給資格の不認定（却下）について（様式7）により申請者に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第6条 県立学校長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、茨城県立高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者一覧（様式8-1）を作成し県教委に提出し、県教委は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅者確認結果一覧（様式8-2）を作成して県立学校長に通知しなければならない。

2 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその結果を茨城県立高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅について（様式9又は様式10）により受給権者に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第7条 受給権者は、毎年、県教委の定める日までに、茨城県立高等学校専攻科修学支援金収入状況届出書（様式1）（以下「収入状況届出書」という。）に課税証明書等を添えて、県立学校長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等について変動等の事由が生じたとき

は、変更後の保護者等の収入状況届出書並びに課税証明書等（以下「収入状況届出書等」という。）を速やかに県立学校長に提出しなければならない。

- 3 県立学校長は、第1項の収入状況届出書の提出があったときは、保護者等の収入状況を確認し、所得制限基準額及び支給額について判定の上、茨城県立高等学校専攻科修学支援金収入状況判定結果一覧（様式15）を作成し、県教委に提出し、県教委は、当該書類を審査の上、茨城県立高等学校専攻科修学支援金収入状況判定確認結果一覧（様式16）を作成して県立学校長に通知し、判定結果を確定するものとする。
- 4 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかにその結果を茨城県立高等学校専攻科修学支援金変更支給決定（支給予定）通知書（様式49）、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支払一時差止通知（様式17）又は茨城県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格消滅通知（様式10）により受給権者に通知しなければならない。

（課税証明書等の省略）

第8条 第5条第1項に規定する申請並びに第7条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

（支給停止等）

- 第9条 受給権者は、休学により専攻科支援金の支給停止を希望する場合は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書（様式20-1）（以下「支給停止申出書」という。）を県立学校長に提出しなければならない。
- 2 県立学校長は、前項の支給停止申出書の提出があったときは、支給の停止を決定の上、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給停止申出者一覧（様式21-1）を作成し、県教委に提出し、県教委は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給停止者確認結果一覧（様式22）を作成して県立学校長に通知し、支給の停止の決定を確定するものとする。
 - 3 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給停止通知（様式23-1）により受給権者に通知しなければならない。

（支給停止取消の申出）

- 第10条 前条の規定により専攻科支援金の支給を停止されていた受給権者が、休学の取消しにより支給停止の取消しを希望する場合は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支給停止取消申出書（様式20-2）（以下「支給停止取消申出書」という。）を県立学校長に提出しなければならない。
- 2 県立学校長は、前項の支給停止取消申出書の提出があったときは、支給停止の取消しを決定の上、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給停止取消者一覧（様式21-2）を作成し、県教委に提出し、県教委は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給停止取消者確認結果一覧（様式22）を作成して県立学校長に通知し、支給の停止の取消決定を確定するものとする。
 - 3 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支給停止の取消について（様式23-2）により受給権者に通知しなければならない。

(支給の再開)

- 第 11 条 前条の規定により専攻科支援金の支給を停止されていた受給権者が、支給の再開を求めるときは、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書（様式 24）（以下「支給再開申出書」という。）に必要に応じて収入状況届出書等を添えて、県立学校長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申出を行う場合の課税証明書等の添付は、専攻科支援金の受給手続きに伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。
- 3 県立学校長は、第 1 項の支給再開申出書の提出があったときは、支給の再開を決定の上、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給再開申出者一覧（様式 25）を作成して県教委に提出し、県教委は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給再開申出者確認結果一覧（様式 26）を作成して県立学校長に通知し、支給の再開の決定を確定するものとする。
- 4 県立学校長は、前項の通知を受けたときは、茨城県立高等学校専攻科修学支援金支給再開通知（様式 27）により受給権者に通知しなければならない。

(受給権の放棄)

- 第 12 条 第 5 条により専攻科支援金を受給していた者が、受給の辞退を希望する場合は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の受給権放棄申出書（様式 52）（以下「受給権放棄申出書」という。）を県立学校長に提出しなければならない。
- 2 県立学校長は、前項の受給権放棄申出書の提出があったときは、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の受給権の放棄による受給資格の消滅について（様式 11）により受給権者に通知しなければならない。

(支給実績の証明)

- 第 13 条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定の申請をするときは、第 6 条第 2 項の通知を添付しなければならない。
- 2 生徒は、第 6 条第 2 項の通知を紛失した場合は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支給実績証明書発行申請書（様式 28）により支給実績証明書の発行を学校長へ申請することができる。
- 3 県立学校長は、前項の申請があった場合は、茨城県立高等学校専攻科修学支援金の支給実績証明書（様式 29）を発行するものとする。

(その他)

- 第 14 条 この要項に定めるもののほか、専攻科支援金の支給に関し必要な事項はその都度定めるものとする。

附 則

この要項は、令和 2 年 7 月 30 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。